

福祉部 平成31年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案（6件）

件 名	概 要	所 管 課
大阪府障害者扶養共済制度掛金に関する債権放棄の件	<p>大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった204万1,980円及び当該掛金に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府障害者扶養共済制度年金過払金返還金に関する債権放棄の件	<p>大阪府障害者扶養共済制度年金過払金返還金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった8万円及び当該返還金に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった253万2,682円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	子ども室 家庭支援課
大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった821万8,734円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	子ども室 家庭支援課

<p>指定管理者の指定の件</p>	<p>公の施設に係る指定管理者について、地方自治法第 244 条の2第6項の規定により指定する旨議決を求める。</p> <p>大阪府立あゆみ寮及び大阪府立のぞみ寮</p> <p>【指定期間】 平成 31 年4月 1 日から平成 33 年3月 31 日まで</p> <p>【指定する団体】 社会福祉法人四天王寺社会福祉事業団</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
<p>堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件</p>	<p>堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を1年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の14 第3項において準用する同法第 252 条の2の2第3項の規定により議決を求める。</p> <p>【変更内容】 (改正前) 平成 18 年4月1日から平成 31 年3月 31 日まで (改正後) 平成 18 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>

2. 条例案

(一部改正 10 件)

件 名	概 要	所 管 課
<p>大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>条例の目的・基本理念等の対象を、障害者に加え、生活困窮者等の就職が困難な者に拡大する。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職困難者と事業主との間に立って支援する法人等を障害者等の職場環境整備等支援組織として認定する。 ・公契約等の締結にあたり、障害者等の雇用の促進等と就労の支援に資する取組みを行っていることを勘案することとする。 ・顕彰の審査、障害者等の職場環境整備等支援組織の認定等については、あらかじめ障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会の意見を聴くこととする。 <p>【施行予定期日】平成 31 年4月 1 日</p>	<p>福祉総務課</p>

<p>大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター及び大阪府立母子・父子福祉センターを設置する。 【施行予定期日】規則で定める日</p> <p>2 大阪府立稲スポーツセンターを社会福祉施設として本条例に位置付けるとともに、大阪府立稲スポーツセンター条例を廃止する。 【施行予定期日】平成32年4月1日</p> <p>3 消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立大型児童館ビッグバンの利用料金の上限額及び大阪府立障害者交流促進センターの使用料の額を改正する。 【施行予定期日】平成31年10月1日</p> <p>4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正により、規定の整備を行う。 【施行予定期日】公布の日</p>	<p>障がい福祉室 自立支援課</p> <p>子ども室 子育て支援課 家庭支援課</p>
<p>大阪府立稲スポーツセンター条例の一部を改正する条例</p>	<p>消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立稲スポーツセンターの使用料の額を改正する。 【施行予定期日】平成31年10月1日</p>	<p>障がい福祉室 自立支援課</p>
<p>大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>学校教育法施行規則の改正により、高等学校の教育課程における総合的な学習の時間が総合的な探究の時間に改められることに伴い、手話を習得することのできる機会の確保を図るために府が支援する教育活動に、総合的な探究の時間を追加する。 【施行予定期日】平成31年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 自立支援課</p>
<p>大阪府立砂川厚生福祉センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>消費税法及び地方税法の改正に伴い、診療料等の算定に係る消費税率及び手数料の額を改正する。 【施行予定期日】平成31年10月1日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課</p>

<p>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 寝屋川市の中核市移行に伴い、児童福祉法等に基づく事務の一部を同市が処理することから、当該事務を同市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、同法に基づく事務の一部を中核市が処理することとなることに伴い、当該事務を高槻市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>3 地方自治法第 252 条の 17 の 2 の条例による事務処理の特例制度に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務の一部を豊中市ほか 4 市が処理することとする。</p> <p>【施行予定期日】平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課 生活基盤推進課</p> <p>高齢介護室 介護事業者課</p> <p>子ども室 子育て支援課 家庭支援課</p>
<p>大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講試験に関する試験問題作成事務に係る手数料の額を改正する。 (改正前) 700 円 (改正後) 1,800 円</p> <p>【施行予定期日】平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>高齢介護室 介護支援課</p>
<p>大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令等の改正により、検体検査の業務を委託する場合の基準が改められたことに伴い、同趣旨の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】公布の日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府子ども家庭センター設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>消費税法及び地方税法の改正に伴い、診療料等の算定に係る消費税率及び手数料の額を改正する。</p> <p>【施行予定期日】平成 31 年 10 月 1 日</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
<p>大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童指導員等の資格要件を改正する。</p> <p>【施行予定期日】平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p> <p>子ども室 子育て支援課 家庭支援課</p>

3. 報告案（2件）

件 名	概 要	所 管 課
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解の専決処分の件	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分にしたので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>訴えの提起 【件 数】 31 件 【専決日】 平成 31 年 1 月 25 日ほか</p> <p>和解 【件 数】 9 件 【専決日】 平成 31 年 1 月 25 日ほか</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
債権放棄報告の件	<p>福祉部の所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例（平成 22 年大阪府条例第 59 号）第 6 条第 3 項の規定により次のとおり放棄したので、同条第 4 項の規定により報告する。</p> <p>1 大阪府民生安定生業資金貸付金 【件 数】 1 件 【放棄する債権】 2,320 円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】 平成 31 年 1 月 22 日</p> <p>2 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 【件 数】 29 件 【放棄する債権】 15 万 1,026 円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】 平成 31 年 1 月 22 日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>子ども室 家庭支援課</p>